

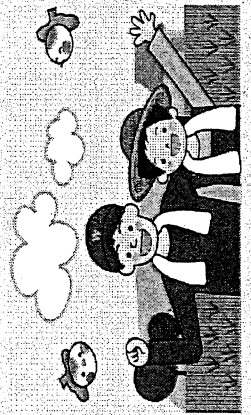
本市農業の現状と課題

現状

- 農地集積の推進**
 - 国は、平成24年度から、土地利用型農業について、今後5年間で1経営体あたりの経営面積を全国一律で20～30haにまとめる方針を打ち出している。
- 農業者の減少・高齢化の進行**
 - 農業経営者数(販売農家)は、この20年で6割以上減少
 - H2年 3,455戸 → H22年 1,346戸 2,109戸減少
 - 農業経営者のうち、60歳以上の割合が65%を超え、さらに、その半数が70歳以上となっている。

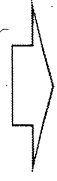
課題

- 耕作放棄地の発生**
 - H22～H24年度の3か年で実施した調査により、耕作放棄地の存在が判明し、今後、発生防止に向けた取り組みが必要である。
 - 石礫の多い農地や排水不良のほ場が地域にはまだまだ散在しており、このような条件不利農地は引き受け手が確保できず、耕作放棄が懸念される。
- 農業経営の効率化**
 - 国の施策に対応した規模拡大を進める必要があり、担い手農家への農地集積を図るために、受け手を確保できる農地の整備基準の均一化を進める必要がある。



求められる対応

- 担い手農家の規模は年々拡大し、農業者の負担は大きくなっており、農家一戸の転作面積が増加していることから、転作作物の生産性の向上を図ることが求められている。
- 小規模農家には、ほ場が小区画、あるいは生産基盤が不良などから生産性の低下や転作が進められない農地もあり、改善対策が必要である。
- 農業者数が減少する中、新規就農者の定着と経営の安定化を進めるためには、施設園芸などの暗渠排水整備や除礫が必要である。



生産基盤対策

- 石礫の多い農地や排水不良の条件不利農地の整備を進め、耕作放棄地の発生を防止する必要がある。
- 簡易な暗渠排水と除しきき溝の継続と、簡易な区画整理(畦畔撤去)による区画拡大を新たに取り込むことにより、作業効率の向上を図れ、生産性が高まるなどから、地元農業者や事業主体の農協からの強い要望が多くある。

生産基盤改善促進費の実施

- 事業目的**

主に転作田の作業向上のための簡易な基盤改良など条件不利農地の整備を実施することにより、営農継続へ向けた支援を行うとともに、耕作放棄地の発生を防止し、生産性の高い営農体制づくりを進める。
- 事業期間** 平成28年度 ～ 平成31年度 4ヶ年
- 事業概要**

認定農業者の賃借地、又は小規模農家の賃借地及び自作地において、次の整備工種を実施した場合に助成

【継続】 簡易な暗渠排水、除礫 (予算:8,700千円)

【助成率】 事業費の1/2以内(上限:10a当たり60千円)

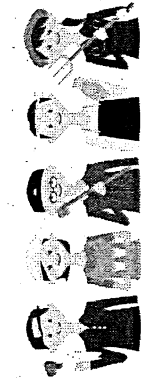
【拡充】 簡易な区画整理(畦畔撤去+均平) (予算:1,300千円)

【助成率】 事業費の1/2以内(上限:10a当たり60千円)
- 事業主体**

旭川市内 4農協
(JAあさひかわ, JA東神楽, JAIたいせつ, JA東旭川)

事業の効果

1 担い手への農地の集積が図られ、将来に持続する営農体制づくりが進められる。
農村地域の維持・活性化が図られる。



2 耕作放棄地の発生を防止し、農地の保全が図られる。

3 農作業の効率化、収量の増加、品質向上効果が期待できる。

